

女性管理職等育成ネットワークづくり支援事業実施要領

1 目的

身近に女性管理職が少なく、誰にも相談できない悩みや管理職になることへの不安を抱え、管理職を希望しない女性は少なくない。

このため、様々な職種や立場で頑張っている女性が交流できる機会を提供し、参加者同士がキャリアに関する悩みを共有・相談したり、身近なロールモデルを見出したりするためのネットワークづくりに取り組む県内企業、団体等（以下単に「団体等」という。）を県が支援することで、働く女性の不安払拭、意識高揚につなげる。

2 事業の内容

県（女性活躍推進課）は、県内で働く女性同士のネットワークづくりのきっかけとなる、以下の表に掲げる要件に基づく企画を提案した団体等に対して事業を委託し、実施する。

内 容	以下の点のいずれかの内容が実現される交流イベントの実施 ・参加者同士がキャリアに関する悩みを共有・相談できるもの ・参加者が身近なロールモデルを見出せるもの
対象者	県内で働いている女性 ※ 対象者の属性（職位、職種、所属企業の業種 等）を限定して実施することも可能とするが、一企業内の女性のみに限定した実施は認めない。
時 期	令和6年2月28日までに実施
回 数	1回以上
規 模	1回あたり10～30名程度
その他	・事業の実施後に開催結果を分析し、可能な範囲で参加者の所属企業へフィードバックすること。 ・新型コロナウイルス感染症対策については、十分に講じることとし、その対策内容を事前に県へ協議したうえで県の指導のもと実施すること。 ・感染拡大状況を踏まえ、オンラインでの実施も可能とする。

3 委託対象者の要件

委託対象者は、本事業の企画運営を推進することができ、次の各号の全てを満たす県内で活動する団体等とし、法人格の有無は問わない。また、複数の団体等と協働して応募することもできる。

- （1）継続して自律的に活動する団体等で、事業実施体制が整っていること。
- （2）構成員5人以上で組織する団体等で、事務局又は活動のための事務所等が県内に所在すること。
- （3）事業実施にあたり、必要な範囲において女性活躍推進課との打合せに参加でき、連絡調整がスムーズに取れる体制を持つ団体等であること。
- （4）暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

4 実施手順

（1）募集概要

県は、以下のとおり2の事業の実施を委託しようとする団体等を募集する。

＜募 集 数＞ 3団体程度

＜委託金額＞ 1団体につき上限50万円

＜募集期間＞

区分	一次募集	二次募集
募集開始	令和5年3月29日（水）	令和5年6月26日（月）
募集締切	令和5年5月31日（水）	令和5年8月18日（金）
審査結果の通知	令和5年6月中旬	令和5年9月上旬

※予算額に達した場合、二次募集を行わない場合がある。

(2) 応募方法

①提出書類 事業企画提案書（様式第1号）及び収支予算書（様式第2号）

②提出方法 郵送、持参、ファクシミリ、電子メール

③提出場所 鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

④その他

ア 企画提案書作成に必要な経費については、各提案者の負担とする。

イ 提出のあった企画提案書については返還しない。

(3) 事業の選定方法

①審査方法

県女性活躍推進課長等で構成する審査会において、書面により審査を行い決定する。なお、審査にあたって、法令等に違反するものや、県が行う事業として不適切な企画は審査前に不採択とする。

また、採択に当たっては、今年度新たに企画を提案した団体等を優先して採択する。

②審査基準

審査委員は、企画提案書に基づいて次の点を総合的に評価する。

ア 事業目的は的確か

イ 事業内容は的確か

ウ 事業内容に新規又は発展的要素が含まれているか

エ 事業効果が期待できるか

③結果通知

審査終了後、県は、応募した団体等へ審査結果を速やかに通知する。なお、県は、事業採択にあたり、実施方法、執行額などについて意見を付す場合がある。

(4) 委託契約・事業実施

①実施計画委託契約

採択された事業は、(3)において採択された団体等（以下、「実施団体等」という。）と県の協議により具体的実施計画を策定し、内容の確定後、委託契約を締結する。

契約締結後、実施団体等は、当該委託契約に基づき県と適宜調整しながら事業を実施する。

②報告書の提出

実施団体等は、事業終了後、30日以内に事業報告書（様式第3号）及び収支決算書（様式第4号）を県へ提出する。

③委託料の支払

委託料の支払時期は、事業完了後の精算払いとする。ただし、必要に応じて概算払いを行うことができる。

④事業に伴う収入

事業の実施に伴って発生した収入がある場合、対象経費から当該収入を差し引いた額を上回る委託料は支払わないものとし、支払い済みの委託料がある場合は返還することとする。

(5) その他

- ・県は、ホームページ等による広報や各種会議での報告を通じて、県内企業へ取組結果を発信する。
- ・実施団体等は、事業実施後も、事業参加者同士の自発的な交流・活動を促すための取組を継続的に行うものとする。

附則

この要領は、令和5年3月29日から施行する。